

# 東アジア等におけるバイオマス利活用推進事業実施要領

制定 平成22年3月29日付け21環第240号  
農林水産省大臣官房環境バイオマス政策課長通知

## 第1 趣旨

東アジア等におけるバイオマス利活用推進事業実施要綱（平成22年3月29日付け21環第238号農林水産事務次官依命通知。（以下「実施要綱」という。））に基づく東アジア等におけるバイオマス利活用推進事業の実施については、実施要綱に定めるもののほか、本要領に定めるところによる。

## 第2 事務手続

### 1 事業実施計画の提出

(1) 実施要綱第3の1の事業実施計画の提出は、別記様式第1号によって行うものとする。

また、当該提出に当たって、事業の実施に係る費用の見積りが必要な場合は、異なる2者以上が作成した見積書（又はその写し）を添付するものとする。

(2) (1)の事業実施計画の策定は、別添第1号によるものとする。

### 2 事業実施計画の承認

実施要綱第3の1の事業実施計画の承認は、別記様式第2号によって行うものとする。

### 3 事業実施計画の重要な変更

実施要綱第3の2の事業実施計画の重要な変更とは、以下に掲げるものとする。

(1) 事業実施主体の変更

(2) 事業内容を新設又は廃止する場合

(3) 事業を中止又は廃止する場合

(4) その他計画の重要な変更が特に必要と認められる場合

### 4 事業の着手

事業の着手（機械・器具等の発注を含む。）は、原則として、補助金の交付決定に基づき行うものとする。

## 第3 事業の実績報告等

実施要綱第4の事業の実績報告は、別記様式第3号により、事業完了年度の翌年度の5月末日までに、農林水産省大臣官房環境バイオマス政策課長（以下「環境バ

イオマス政策課長」という。)に提出するものとする。

#### 第4 助成対象

- 1 事業実施主体が実施中又は既に終了している事業を本事業の助成対象とすることは、認めないものとする。
- 2 補助金は、本事業実施地域の実情に即した適正な現地実行価格により算定するものとする。
- 3 実施要綱第7の国の助成の対象となる事業及び経費は、別表のとおりとする。

#### 第5 知的財産権の帰属等

- 1 本事業の成果により特許権等の知的財産権を得た場合の所有権は、以下の条件を確認する別記様式第4号による確認書を環境バイオマス政策課長に提出することによって、事業実施主体に帰属するものとする。
  - (1) 事業実施主体は、知的財産権の出願又は取得後、遅滞なく、知的財産権の出願又は取得の状況について、別記様式第5号により報告書を作成し、環境バイオマス政策課長に提出するものとする。
  - (2) 事業実施主体は、国が公共の利益のために特に必要があるとしてその理由を明らかにして求める場合には、無償で当該知的財産権を利用する権利を国に許諾するものとする。
  - (3) 事業実施主体は、当該知的財産権を相当期間活用していないと認められ、かつ、そのことについて正当な理由が認められない場合において、国が当該知的財産権の活用を促進するために特に必要があるとしてその理由を明らかにして求める場合には、当該知的財産権を利用する権利を第三者に許諾するものとする。
- 2 事業実施主体が本事業の成果に係る特許権等の知的財産権又は当該知的財産権を受ける権利の全部又は一部を譲渡する場合には、環境バイオマス政策課長の承諾を要し、さらに、譲渡を受ける者から相当の対価の支払を受けることを契約等において定めた上で行われなければならない。

要領別表 1 (第 4 の 3 関係)

助成対象事業	助成対象経費
<p>1. 東アジアバイオマスタウン構想策定支援人材育成事業  現地研修・ワークショップの開催、現地研修・ワークショップの開催に必要な資料作成、資料翻訳、通訳、報告書作成</p> <p>2. 東アジアバイオマス利活用可能性調査等事業</p> <p>① 東アジアバイオマス利活用可能性調査事業  現地調査の実施、資料作成、資料翻訳、現地会議の開催、通訳、報告書作成</p> <p>② 東アジアバイオマスタウン構想策定可能性調査事業  現地調査の実施、資料作成、資料翻訳、現地会議の開催、通訳、報告書作成</p> <p>③ 東アジアバイオマス利活用指針策定事業  資料作成、資料翻訳、報告書作成</p> <p>3. アフリカバイオマス利活用可能性調査事業  文献調査、資料作成、資料翻訳、現地調査の実施、会議の開催、報告書作成</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・賃金</li> <li>・技術員手当等</li> <li>・報償費</li> <li>・旅費</li> <li>・需用費</li> <li>・役務費</li> <li>・委託料</li> <li>・使用料及び賃借料</li> <li>・資材購入費</li> <li>・備品購入費</li> <li>・機械賃料</li> </ul>

別記様式第 1 号

番 号  
年 月 日

農林水産省大臣官房環境バイオマス政策課長 殿

住 所  
(事業実施主体) 印

平成〇年度東アジア等におけるバイオマス利活用推進事業のうち  
(別表による助成対象事業) 実施計画

東アジア等におけるバイオマス利活用推進事業実施要領第 2 の 1 に基づく  
事業実施計画についての承認を受けたいので、事業実施計画書を添えて提出し  
ます。

(注) 関係書類として、別添第 1 号の事業実施計画書を添付すること。

別添第1号-1

平成○年度東アジア等におけるバイオマス利活用推進事業のうち  
東アジアバイオマスタウン構想策定支援人材育成事業

事業実施計画書

1. 事業内容総括表

事業実施内容概要	
取組概要	取組内容詳細

2. 事業内容詳細

(1) 現地研修の開催

開催時期	対象者	開催地域	具体的内容	備考

(2) 現地ワークショップの開催

開催時期	参集範囲	開催地域	具体的内容	備考

3. 事業費

※ 事業経費の配分、積算内訳を明らかにすること。

4. 事業実施予定スケジュール

※ 事業全体のスケジュールを明らかにすること。

5. 事業の実施体制

※ 事業に関わる者の全体像及び責任者が把握できるようにすること。

別添第1号-2

平成〇年度東アジア等におけるバイオマス利活用推進事業のうち  
東アジアバイオマス利活用可能性調査等事業

事業実施計画書

1. 事業内容総括表

事業実施内容概要		
事業メニュー	取組概要	取組内容詳細
東アジアバイオマス利活用可能性調査事業		
東アジアバイオマスタウン構想策定可能性調査事業		
東アジアバイオマス利活用指針策定事業		

2. 事業内容詳細

(1) 東アジアバイオマス利活用可能性調査事業

対象国・地域	対象バイオマス	現地調査実施時期	具体的内容	備考

(2) 東アジアバイオマスタウン構想策定可能性調査事業

対象国・地域	対象バイオマス	現地調査実施時期	具体的内容	備考

(3) 東アジアバイオマス利活用指針策定事業

対象国・地域	利活用の基本的方向性	バイオマス及び変換技術	具体的内容	備考

3. 事業費

※ 事業経費の配分、積算内訳を明らかにすること。

4. 事業実施予定スケジュール

※ 事業全体のスケジュールを明らかにすること。

5. 事業の実施体制

※ 事業に関わる者の全体像及び責任者が把握できるようにすること。

別添第1号-3

平成○年度東アジア等におけるバイオマス利活用推進事業のうち  
アフリカバイオマス利活用可能性調査事業

事業実施計画書

1. 事業内容総括表

事業実施内容概要	
取組概要	取組内容詳細

2. 事業内容詳細

・文献調査の実施

対象国、対象地域	対象となるバイオマス	変換技術	具体的内容	備考

・現地調査の実施

対象国、対象地域	対象となるバイオマス	調査実施時期	具体的実施内容	備考

3. 事業費

※ 事業経費の配分、積算内訳を明らかにすること。

4. 事業実施予定スケジュール

※ 事業全体のスケジュールを明らかにすること。

5. 事業の実施体制

※ 事業に関わる者の全体像及び責任者が把握できるようにすること。

別記様式第2号

番 号  
年 月 日

(事業実施主体) 殿

農林水産省大臣官房環境バイオマス政策課長 印

平成〇年度東アジア等におけるバイオマス利活用推進事業のうち  
(別表による助成対象事業) 実施計画の承認について

平成〇年〇月〇日付け〇第〇号により申請のあった平成〇年度東アジア等におけるバイオマス利活用推進事業実施計画について、東アジア等におけるバイオマス利活用推進事業実施要領第2の2に基づき承認するので通知する。

農林水産省大臣官房環境バイオマス政策課長 殿

(事業実施主体) 印

平成○年度東アジア等におけるバイオマス利活用推進事業のうち  
(別表による助成対象事業) 実績報告書

東アジア等におけるバイオマス利活用推進事業実施要領第3の規定に基づき、別添のとおり実績報告書を提出します。

(要領)

- 1 事業の実績が、実施計画の内容と同様の場合においては、「なお、事業の実績内容等は、実施計画の内容と同様であった。」旨加筆し、計画書の添付は省略すること。
- 2 軽微な変更があった場合においては、実施計画の承認を受けた計画書のコピーに変更箇所を加筆修正し添付すること。
- 3 添付書類
  - (1) 支払い経費ごとの内訳を記載した帳簿等の写し
  - (2) 外部へ委託した場合で、実施計画書提出時にその委託契約書の案を添付した場合は、委託契約書の写し

農林水産省大臣官房環境バイオマス政策課長 殿

(事業実施主体) 印

東アジア等におけるバイオマス利活用推進事業のうち  
(別表による助成対象事業) 知的財産権の確認書

事業実施主体である〇〇〇〇は、東アジア等におけるバイオマス利活用推進事業実施要領第 5 の 1 に基づき、農林水産省大臣官房環境バイオマス政策課長に対し下記の事項を許諾することを確認しました。

記

1. 事業実施主体は、国から助成を受けて行う東アジア等におけるバイオマス利活用推進事業の成果により知的財産権の出願又は取得した場合、遅滞なく、当該実施要領の規定に基づき農林水産省大臣官房環境バイオマス政策課長（以下、「環境バイオマス政策課長」とする。）にその旨を報告するものとする。
2. 事業実施主体は、国が公共の利益のために特に必要があるとしてその理由を明らかにして求める場合には、無償で当該知的財産権を利用する権利を国に許諾するものとする。
3. 事業実施主体は、当該知的財産権を相当期間活用していないと認められ、かつ、そのことについて正当な理由が認められない場合において、国が当該知的財産権の活用を促進するために特に必要があるとしてその理由を明らかにして求める場合には、当該知的財産権を利用する権利を第三者に許諾するものとする。
4. 事業実施主体は、上記 2. に基づき環境バイオマス政策課長に当該特許権等を利用する権利を許諾した場合には、環境バイオマス政策課長の円滑な権利の利用に協力する。
5. 事業実施主体は、環境バイオマス政策課長が上記 3. に基づき、当該特許権等を相当期間活用していないことについて理由を求めた場合には、

遅延なく、理由書を環境バイオマス政策課長に提出する。

別記様式第5号

番 号  
年 月 日

農林水産省大臣官房環境バイオマス政策課長 殿

(事業実施主体) 印

東アジア等におけるバイオマス利活用推進事業のうち  
(別表による助成対象事業) 特許権等出願・取得状況報告書

下記のとおり本事業の成果に係る特許権等を出願（取得）したので、東アジア等におけるバイオマス利活用推進事業実施要領第5の1の(1)に基づき、特許権等出願・取得状況報告書を提出します。

記

内容	
種類・番号	
出願年月日	
取得年月日	
出願人	
発明者	